

社会福祉法人 I G L 学園福祉会ケアハウスふれ愛運営規程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 IGL 学園福祉会が運営する軽費老人ホーム「ケアハウスふれ愛」(以下「施設」という。)の管理運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 施設は、当法人の精神的基本理念「隣人愛」と関係法令に基づき、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められ、かつ、家族の援助を受けることが困難な者(以下「入居者」という。)に対して、低額な料金で、食事の提供、入浴等の準、相談及び援助、社会生活上の便宜を提供することによって、安心して生き生きと明るく生活できるよう努めるものとする。

2 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うよう努める。

3 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による、適切なサービスの提供に努めるとともに、居宅介護支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(施設の名称及び所在地等)

第 3 条 当施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 施設名 ケアハウスふれ愛
- (2) 開設年月日 平成 8 年 4 月 1 5 日
- (3) 所在地 広島市安佐南区上安六丁目 3 1 - 1
- (4) 電話番号 0 8 2 - 8 3 0 - 3 3 3 4

(入居定員及び居室数)

第 4 条 入居定員及び居室数は、次のとおりとする。

- (1) 入居定員 1 0 0 名
- (2) 居室数 個室 8 0 室、2 人部屋 1 0 室

2 施設は、災害等のやむを得ない事情がある場合を除き、前項の定員を超えて入居させることは出来ない。

(入居者の資格)

第 5 条 施設の入居できる者は、次の各号に規定する要件を満たす者とする。

- (1) 身体機能の低下等により自立した生活を営むことについて不安があると認められる者であつて、家族による援助を受けることが困難な者。

- (2) 60歳以上の者。ただし、その者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入居させることが必要と認められる者については、この限りでない。
- (3) 伝染病疾患及び精神的疾患を有せず、かつ問題行動を伴わない者で、共同生活に適応できる者。
- (4) 生活費に充てることのできる資産・所得等があり、所定の利用料が負担できる者。
- (5) 身元保証人が得られる者。ただし、真にやむを得ない特別の事情があると認められる場合はこのかぎりでない。

(利用料等)

第6条 入居者が負担すべき施設の利用料等は次の各号のとおりとし、その金額は広島市の定める基準に従って理事長が定める。

- (1) サービスの提供に要する費用
- (2) 生活費
- (3) 居住に要する費用
- (4) 冬季加算費（11月～3月）

2 前項各号に定めるもの他、入居者はその使用又は利用の実績に応じて次の各号に掲げる利用料等を負担するものとする。

- (1) 下水道代
- (2) 電話基本料金代
- (3) 入居者が選定する特別なサービスの提供を行なったことに伴い必要となる費用

(利用料等の納入)

第7条 利用者は、前条に基づく月額の利用料等を施設が指定する方法により施設に支払うものとする。

(入居一時金)

第8条 入居者は、入居時に入居一時金として、次の金額を納入しなければならない。

- (1) 一人部屋 2,000,000円
- (2) 二人部屋 3,500,000円（風呂なし）
- (3) 4,000,000円（風呂付）

(入居一時金の返還)

第9条 入居者が契約の締結から終了までの期間が20年未満の場合は、入居一時金の全部または一部について入居者に返還するものとする。

2 前項に規定する返還金は、次の算式により算出するものとする。ただし、入居期間が20年を超える場合は返還しないものとする。

$$(\text{入居一時金}) \times \left\{ \frac{\text{契約期間の月数}}{1-20年 \times 12ヶ月} \right\}$$

3 返還金は、入居者の居室明け渡しの翌日から起算して2ヶ月以内に返還するものとする。

第2章 職員の職種、数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第10条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 施設長 1名

ケアハウスふれ愛の運営の最終責任者として、利用者が安心して自立した生活をできるかぎり長く送れるよう最大限の配慮をもって、ケアハウスふれ愛全ての業務を統括する。

(2) 施設長補佐 兼 生活相談員 1名

施設長を補佐しながら、施設・設備・備品類の管理や経費の節減をすすめるとともに安全で暮らしやすく働きやすい環境づくりをめざして必要な整備を行う。また、現場担当者の相談に応じ、必要があれば施設長、あるいは本部と連携し問題の解決を図るとともに利用者が我が家の感覚で安心して、自立した生活をできるだけ長く送れるよう最大限の配慮をし、同時に利用者との交流を深めながら、利用者のQOLを高めるべく必要な助言や企画、調整を行う。

(3) 介護職員 7名

生活相談員と密に連携をとりながら、利用者が我が家の感覚で、安心して自立した生活をできるだけ長く送れるよう最大限の配慮をし、同時に利用者との交流を深めながら、利用者を支援し、またQOLを高めるよう努力する。

(4) 管理栄養士 1名

利用者や関係セクションと十分な意思疎通・情報交換を行いながら、利用者の栄養管理面や嗜好を配慮し、食事内容を絶えず工夫して向上を図る。また、委託会社との意思疎通を十分に行ない、きめの細かい食事提供・対応を心掛ける。

(5) 事務員 1名

ケアハウスふれ愛の施設事務全般を処理する。また、施設内の環境美化・清潔感の保持に努めるとともに利用者やご家族、お客様が安心して相談できる雰囲気づくりと接遇を心掛ける。

(勤務体制の確保等)

第11条 施設は、入居者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

2 施設は、前項の勤務体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送るために継続性を重視したサービスを提供できるように配慮する。

3 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

4 施設は、夜間においても入居者の安全を保ち緊急時に迅速な対応がとれ、消防及び医療機関等との緊密な連携が行えるよう、夜間当直を配置する。

第3章 入居及び退去等

(入居の申し込み)

第12条 施設への入居希望者は、入居申込書(様式1)を提出しなければならない。

2 施設は、入居申込書の提出があったときは、その内容を確認の上、入居申込書台帳に登載しなければならない。

(入居希望者の面接調査)

第13条 入居希望者の調査は、本人及び身元保証人との面接により行なうものとする。

2 前項の調査は、生活状況、家族状況等について詳細に聴取するとともに、健康診断書の提出を求め、健康状態を把握するものとする。

3 前項の調査結果、入居を適当と認めた者に対しては、入居を承認する旨を、また、入居を不適当と認めたものに対しては、入居を承認しない旨を本人に通知するものとする。

(入居の手続き)

第14条 入居を承認された者は、速やかに次に掲げる書類を施設長に提出しなければならない。

- (1) 入居契約書
- (2) 住民票
- (3) その他施設長が特に必要と認めた書類

(入居申込者等に対する説明等)

第15条 施設は、サービス提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し運営規程の概要、職員の勤務体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項等を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供に関する契約を文書により締結する。

(入居者台帳の整備)

第16条 入居者に対しては、入居時の健康診断を行なうとともに、本人のこれまでの生活状況、家庭状況等を入居者台帳に記録し、入居後の健康管理、相談、助言等に備えるものとする。

(退去)

第17条 入居者は、施設を退去しようとするときは、30日以上予告期間をもって施設長へ退去届を提出しなければならない。

2 入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には入居契約を終了することとする。

- (1) 入居者が死亡したとき。
- (2) 入居者から退去届の提出あり、これを受理したとき。
- (3) 次条の規定により入居契約を解除したとき。

(入居契約の解除)

第18条 施設長は、入居者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは入居契約を解除し、入居を取り消すことができる。

- (1) 他の入居者の生活、または健康に重大な影響を及ぼす恐れがあるとき。
- (2) 利用料その他の費用等の支払いを怠って、その滞納額が3か月に達したとき。
- (3) 不正の手段によって入居しとき及び、提出書類等で虚偽の事項を申告したとき。
- (4) 日常生活の起居動作に介助を必要とし、施設での生活が著しく困難と認められたとき。
- (5) 身体的又は精神的疾患もしくは欠陥のため、施設の生活に著しい支障をあたえる恐れがあると認められたとき。
- (6) 前各号のほか、共同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかけるなど、施設の生活が著しく不適当と思われる事由が生じたとき。

2 施設長は、入居時契約解除となる条件について、十分説明し、契約を解除するに至った場合、具体的に理由を文書により通知する。

(居室の変更)

第19条 施設長は、入居者が次の各号のいずれかに該当するときは、居室の変更を行なうことができる。

- (1) 二人部屋の入居者のいずれか一方の死亡等により一人になったとき。
- (2) 入居者の身体機能低下等のため、居室を変更することが適当と認められたとき。
- (3) その他、施設長が必要と認めるとき。

第4章 入居者に提供するサービスの内容

(サービス提供の方針)

第20条 施設は、入居者について、安心して生き生きと明るく生活できるよう、その心身の状況や希望に応じたサービスの提供を行なうとともに、生きがいをもって生活できるようにするための機会を適切に提供する。

2 施設の職員は、入居者に対するサービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供を行う上で必要な事項について、理解しやすいように説明する。

(サービス提供の記録)

第21条 施設は、提供した具体的なサービスの内容等を記録する。

(食事の提供)

第22条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、1日3食、適切な時間に提供する。

(生活相談等)

第23条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

2 施設は、要介護認定の申請等入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者本人又はその家族が行うことが困難である場合には、入居者本人の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行う。

3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

5 施設は、毎日定められた時間に入浴の機会を提供する等の適切な方法により、入居者の清潔の保持に努める。

6 施設は、入居者からの要望を考慮し、適宜レクリエーション行事を実施するよう努める。

(居宅サービス等の利用)

第24条 施設は、入居者が要介護状態等となった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等を受けることができるよう、必要な援助を行う。

(健康の保持)

第25条 施設は、入居者について、定期的に健康診断を受ける機会を提供するとともに、入居者の健康の保持に努める。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(入居者が遵守すべき事項)

第26条 入居者は、施設を利用するに当たり、別に定める入居者心得を遵守するものとする。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第27条 施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

2 施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

3 施設は、職員の中から消防法に定められた防火管理者を選任し配置する。

第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(衛生管理等)

第28条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずる。

2 施設は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。

(1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を一月に回程度、定期的で開催するとともに、その結果について、全職員に対し周知徹底を図る

(2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

(3) 施設の全職員に対し、感染症、食中毒の予防及びまん延防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

(協力医療機関等)

第29条 施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定める。

(掲示)

第30条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第31条 施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情への対応)

第32条 施設は、その提供したサービスに関する入居者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講ずる。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録し公表する。

3 施設は、その提供したサービスに関し、広島市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又

は助言に従って必要な改善を行う。

4 施設は、広島市から求めがあった場合には、前項の改善の内容を広島市に報告する。

5 施設は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力する。

（虐待・身体拘束の禁止）

第33条 施設は、原則として身体拘束その他入居者の行動を制限しない。但し、入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではない。しかし、その場合には法人の身体拘束廃止に関する指針に基づき、事前に入居者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともにその態様及び期間、その際の入居者の心身の状況並びにやむを得ない理由について記録する。

（地域との連携）

第34条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第35条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずる。

（1）事故が発生した場合の対応、次号の報告方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する。

（2）事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備する。

（3）事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う。

2 施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに広島市、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。

4 施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。ただし、入居者に故意または重大な過失が認められ、施設の責めに帰すべき事由が認められない場合には、生じた損害を賠償しない、ないしは施設の損害賠償責任を減じる場合がある。

（記録の整備）

第36条 施設は、設備、職員及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、入居者に提供するサービスの状況に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

（1）入居者に提供するサービスに関する計画

（2）提供した具体的なサービスの内容等の記録

（3）第30条第2項の苦情の内容等の記録

（4）第32条第3項の事故の状況及び事故に際して採った処置の同条第3項の記録

（身上変更の届出）

第37条 入居者は、入居後に身上に関する変更が生じたときは、その旨を遅滞なく施設へ届出るものとする。

第8章 雑則

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の一部を、令和元年5月1日より改正する。